

## 土地売払案内書

### 1 売払物件

物件 地番：名取市美田園北1番2

宅地 329.74㎡

最低売払価格：31,556,000円

現場写真



### 2 売払方式 一般競争入札方式

一般競争入札方式とは、名取市があらかじめ決めた最低売却価格以上で最も高い価格を付けた方に購入していただく方法です。

### 3 申込資格

申込できる方は個人又は法人とします。ただし、次に掲げる方は申し込みすることができません。

- ・地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- ・令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として市長が定める期間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ・市税等を滞納している者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する者

### 4 申込上の注意

- ・申込者が売買契約の締結者となります。

- ・2人以上の連名（共有）による申込も可能ですが、連名の場合は全員が3に掲げる申込資格を有する必要があります。
- ・土地利用にあたっては、都市計画法や地区計画（美田園北地区）等関連法令を遵守すること。

## 5 申込方法

市有地購入申込書（様式1）及び必要書類に必要事項を記入・押印のうえ、下記により直接または郵送でお申し込みください。（郵送の場合、申込期間内必着とします）

### (1) 受付期間

令和8年3月24日（火）から令和8年5月8日（金）までの午前9時00分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時まで及び土、日、祝日を除く。

### (2) 申込受付場所（住所）

〒981-1292 名取市増田字柳田80番地  
名取市総務部財政課（名取市役所4階北側）  
電話 022-724-7157

※郵送の場合は、簡易書留等を利用し、申込み期間内必着とします。

## 6 質問等

質問受付期間 令和8年3月24日（火）～令和8年4月28日（火）

質問回答期限 令和8年5月7日（木）

※質問は別添質問票を用い電子メールまたはFAXで提出してください。

回答は市ホームページで公開するとともに入札参加申込者にお知らせします。

## 7 現地説明会

現地説明会は行いませんので、申込前に現地を十分にご確認ください。

## 8 買受人決定方法

(1) 一般競争入札方式の執行方法等については、申込者に別途通知します。

①一般競争入札日時 令和8年5月14日（木） 午後4時0分から

②一般競争入札会場 名取市役所4階会議室

## 9 土地売買契約締結、売買代金の納入等について

(1) 契約の相手方となった方は、通知日から20日以内に契約を締結するものとします。

(2) 土地の売買代金は、下記のいずれかの方法で納入してください。

①契約締結の際に、市が発行する請求書により売買代金の金額を一括して支払っていただく。

②契約締結の際に、売買代金の100分の10に相当する金額を契約保証金として納入し、契約の日から2か月以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額を一括して納付していただく。

(3) 契約締結の際は、契約書に貼付する収入印紙は購入者の負担となります。

(4) 契約時には、印鑑登録証明書を提出していただきます（共有の場合は、共有者全員分）。

## 10 契約の解除

(1) 契約の義務を果たしていただけない場合は、契約を解除する場合があります。

(2) (1)に該当する場合、契約保証金は返還できません。

## 11 所有権移転等

(1) 売買代金全額の納入があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡します。

(2) 土地は、現状有姿での引渡しになります。

(3) 所有権移転登記は、嘱託により市が行います。

(4) 所有権移転登記に必要な登録免許税及び住民票（資格証明書）発行手数料等は、購入者の負担となります。

(5) 土地を引き渡した後の公租公課は、購入者の負担となります。

## 12 契約の特約

土地売買契約には、次の特約を付します。

(1) 住宅の敷地の用に供してください。また契約締結の日から3年以内に住宅建築に着手してください。

(2) 契約締結の日から5年を経過する日まで、(1)に定める用地として使用を継続してください。

(3) 契約締結の日から5年を経過する日までの間、売払財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはいけません。

(4) (3)に定める期間、第三者をして売払財産を同じく(3)に掲げる用に供させてはいけません。第三者に所有権を移転する場合であっても同様とします。

## 13 現地調査

市は、売買契約に付す条件の履行状況を随時現地調査し、また購入者に対し所要の報告を求めることができます。